

## 平成30年度肝属地区清掃センターで発生する余剰電力の売却に関する仕様書

肝属地区清掃センターで発生する余剰電力の売却については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

### 1 件名

平成30年度 肝属地区清掃センターで発生する余剰電力の売却

### 2 施設概要

#### (1) 業種

一般廃棄物焼却施設

#### (2) 発電設備

蒸気タービン発電機

定格出力 2,500 kW

#### (3) 供給電力方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 6,000V

ウ 計量電圧 6,000V

エ 標準周波数 60Hz

オ 本線 1本

#### (4) 接続電力系統

九州電力株式会社

#### (5) 需給地点

鹿屋市串良町下小原3893番地8の発注者の設置した構内1号柱に設置した開閉器の接続点

#### (6) 保安上の責任分界点

需給地点と同様とする。

#### (7) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同様とする。ただし、余剰電力量を計量する取引用電力量計等は九州電力株式会社の所有である。

### 3 履行場所

鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8 肝属地区清掃センター

### 4 契約期間

契約締結の日から 平成31年3月31日

### 5 契約内容

#### (1) 契約方法

単価契約（非バイオマス分のみ）

#### (2) 予定売電電力量

非バイオマス量 2,450,001 kWh ※資料1参照

なお、この電力量は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの12ヶ月間の予定  
量であり、担保するものではない。

(3) バイオマス比率

51%

なお、平成26年度～平成28年度の実績の平均であり、担保するものではない。

(4) 供給期間

平成30年4月1日0時から平成31年3月31日24時まで

(5) その他

協同組合などを結成している場合で、その加入費及び、負担金等が発生する場合は、  
他の電気事業者間の公平性を保つため、これらの経費を入札額に反映されることとし、  
契約後に請求しないものとする。

6 発電設備の認定状況

本施設は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第  
6条に規定される認定発電設備である。

(1) 設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備（施行規則第2条第19号））

(2) 調達期間

平成24年10月26日から平成40年5月31日（予定）

7 資料

(1) 予定売電電力量（※数値は全量であり、非バイオマス分のみではない）

「月別内訳」資料1

「日別内訳」資料1-1 ～ 1-6

(2) 売電関係実績（平成26年度から平成29年度）

（※数値は全量であり、非バイオマス分のみではない）

売電電力量実績「月別内訳」及びバイオマス比率実績 資料2

「日別売電電力量」資料2-1 ～ 2-19

(3) 運転計画

資料3参照